

成蹊大学自己点検・評価実施に関する規則

制 定 2014年3月5日
大 学 評 議 会
最新改正 2016年4月6日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学学則第1条の2及び成蹊大学大学院学則第2条の規定並びに内部質保証に関する規則第6条に基づき、成蹊大学(以下「本学」という。)における内部質保証体制のもと、本学が行う自己点検及び評価制度について必要な事項を定める。

(自己点検・評価の体制)

第2条 成蹊大学内部質保証委員会(以下「内部質保証委員会」という。)は、大学全体としての自己点検・評価の方針を策定し、本学の自己点検・評価活動を統括する。

2 成蹊大学自己点検・評価委員会(以下「自己点検・評価委員会」という。)は、内部質保証委員会の下で、自己点検・評価活動を運営する。

3 各学部、各研究科及び各部局は、各所属長の下で、内部質保証推進チームを構成し、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行い、改善・向上に取り組む。

(点検・評価項目)

第3条 点検・評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 大学、大学院、学部、研究科等の理念及び各組織の目的に関すること。
- (2) 教育研究組織に関すること。
- (3) 教員及び教員組織に関すること。
- (4) 教育内容、方法及び成果に関すること。
- (5) 学生の受入れに関すること。
- (6) 学生支援に関すること。
- (7) 教育研究環境に関すること。
- (8) 社会連携及び社会貢献に関すること。
- (9) 管理運営及び財務に関すること。
- (10) 内部質保証に関すること。

(自己点検・評価の実施方法)

第4条 内部質保証委員会は、自己点検・評価の実施方針を策定する。

2 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の実施に必要な手順を策定し、各学部、各研究科及び各部局における自己点検・評価活動の進捗状況を管理し、調整し、大学全体としての報告書を作成して内部質保証委員会に報告する。

3 各学部、各研究科及び各部局における内部質保証推進チームは、内部質保証委員会及び自己点検・評価委員会からの指示に基づき、当該学部、研究科及び部局の自己点検・評価を行い、所定の報告書を作成し、報告する。

(大学自己点検・評価委員会)

第5条 自己点検・評価委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 自己点検・評価の実施に関する手順の策定及び書式の整備
- (2) 各学部、各研究科及び各部局における自己点検・評価作業の調整
- (3) 各学部、各研究科及び各部局からの報告の取りまとめ及び内部質保証委員会への報告
- (4) 内部質保証委員会からの諮問事項に関する検討

2 自己点検・評価委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 各学部又は研究科から選出された委員 各1名
- (3) 企画運営課長
- (4) 教務部課長
- (5) その他学長が委嘱する者

- 3 委員長は、学長が指名する。
- 4 委員の任期は、職務上委員となる者を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 自己点検・評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 6 委員会は、委員会が必要と認めた者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 委員会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議の結果並びに決定事項を記録する。
- 8 自己点検・評価委員会に関する事務は、企画運営部企画運営課が所管する。

(事務の所管)

第6条 自己点検・評価の実施に関する事務は、企画運営部企画運営課が所管する。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2014年3月5日全部改正)

- 1 この規則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 成蹊大学自己点検・評価実施等に関する申合せ(平成10年1月21日学部長懇談会制定)は、廃止する。

附 則 (2015年6月3日一部改正)

この規則は、2015年6月3日から施行する。

附 則 (2016年4月6日一部改正)

この規則は、2016年4月6日から施行する。